

(写)
5 西監第 228 号
令和 6 年 3 月 29 日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎 殿

西東京市監査委員 岡 村 保 彦
(公印省略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤 田 美智子
(公印省略)

令和 5 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

(写)
5 西監第 228 号
令和 6 年 3 月 29 日

西東京市長 池澤隆史 殿

西東京市監査委員 岡村保彦
(公印省略)

西東京市監査委員 橋本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤田美智子
(公印省略)

令和 5 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

企画部 公共施設マネジメント課
子育て支援部 子育て支援課

第3 監査の範囲

令和5年4月1日から9月30日までの各課における財務に関する事務（国・都支出金等の歳入及び補助金等の歳出に関しては、令和4年度執行分を含む。）及びその他の事務の執行

第4 監査の期間

令和5年10月2日から令和6年3月29日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

1 実 査	令和5年12月14日、20日	実施場所：各課執務室等
2 説明聴取	令和6年1月29日、30日	実施場所：監査委員室
3 講 評	令和6年3月11日	実施場所：監査委員室

第8 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第9 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 個別的指摘事項

(1) 企画部 公共施設マネジメント課
特に指摘する事項はない。

(2) 子育て支援部 子育て支援課
特に指摘する事項はない。

2 意見要望事項

今回の監査では、「監査の結果」で述べたとおり、一部軽微な誤りはあったものの、おおむね適正に執行されていると認められた。

過去の定期監査では、主管課契約に関する事務、情報セキュリティなどについて繰り返し指摘してきたところであるが、市では、定期監査の結果を踏まえ、「事務処理適正化等検討委員会」など、様々な取組を組織的に行い、その結果として事務処理の改善が見られることを評価するものである。

本年度も、新型コロナウイルス感染症や物価高騰など、行政需要への対応を図る中での事務執行であったが、通常事務においても、組織目的の達成を阻害する要因があることを認識しながら、法令を遵守し、資産の保全を図り、今後とも適正に事務を執行するよう努められたい。

監査対象課の概要

【企画部 公共施設マネジメント課】

○分掌事務（令和5年4月1日現在）

- マネジメント担当
- (1) 公共施設のマネジメントに関すること。
 - (2) 公有財産の活用及び管理並びに処分に係る総合調整に関すること。
 - (3) 公有財産（道路用地及び公園用地を除く。）の寄附の受領に関すること。
 - (4) 公有財産（道路敷地、橋りょう、下水道施設及び特定公共物を除く。）に係る台帳の整備及び保管に関すること。
 - (5) 固定資産台帳に係る総合調整に関すること。
 - (6) 公共施設の保全に関すること。

(1) 職員の配置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
				1		1			4	1						7

(2) 令和4年度決算の状況

（事業別）

（単位：円）

事業名	予算現額	決算額	不用額等	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【財産管理費】								
01 財産価格審議会費	197,000	66,730	130,270					66,730
03 財産管理事務費	3,953,000	2,155,369	1,797,631				552,000	1,603,369
【企画費】								
04 公共施設等マネジメント推進事務費	28,000	24,186	3,814					24,186
07 まちづくり整備基金積立金	150,625,000	150,624,435	565				150,624,056	379
合計	154,803,000	152,870,720	1,932,280				151,176,056	1,694,664

（市民1人当たり決算額） ※1

（単位：円）

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決	算	額			
		152,805,920	68,259,404	221,065,324	1,073
内	特	定	財	源	
		151,176,056	0	151,176,056	734
訳	一	般	財	源	
		1,629,864	68,259,404	69,889,268	339

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、報酬、給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

（令和5年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,943人）

【子育て支援部 子育て支援課】

○分掌事務（令和5年4月1日現在）

- 調整係
- (1) 子育て支援施策及び児童青少年施策に係る基本的な企画及び調査研究に関すること。
 - (2) 子育て支援施策及び児童青少年施策に係る総合調整に関すること。
 - (3) 次世代育成支援に関すること。
 - (4) 子ども施策推進本部の運営に関すること。
 - (5) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。
- 手当助成係
- (1) 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
 - (2) ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。
 - (3) 子供の医療費の助成に関すること。
 - (4) 母子・父子自立支援員に関すること。
 - (5) 母子自立支援プログラム策定及び策定員に関すること。
 - (6) ひとり親家庭ホームヘルプサービスに関すること。
 - (7) 東京都母子及び父子福祉資金の貸付け及び償還に関すること。
 - (8) 東京都女性福祉資金の貸付け及び償還に関すること。
 - (9) 母子保護の実施に関すること。
 - (10) 母子・父子家庭及び寡婦（夫）の福祉に関すること。
 - (11) 母子健康手帳の交付に関すること。
- 子ども相談係
- (1) 子ども相談室の運営に関すること。
 - (2) 子どもの権利擁護に関すること。
 - (3) 子どもの権利擁護に関する関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 子ども条例及び子どもの相談・救済に関する制度の普及啓発に関すること。
 - (5) 子どもからの相談及びその相談に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(1) 職員の配置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1			1			1	1	1	2	6	7					20

※係長1名、主任のうち1名は、再任用職員である。

※上記のほか、会計年度任用職員として、ひとり親家庭就業支援専門員1人、乳幼児等医療事務員3人、児童手当等事務員1人、子どもの権利擁護相談・調査専門員3人が配置されている。

(2) 令和4年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額等	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【児童福祉総務費】								
02 一般管理事務費	1,339,000	1,133,490	205,510		270,000			863,490
03 児童育成手当等支給事業費	357,411,000	330,391,363	27,019,637		330,391,363			
04 児童手当等支給事業費	2,781,671,000	2,722,469,525	59,201,475	1,898,078,222	412,797,832			411,593,471
05 児童扶養手当支給事業費	480,795,000	450,871,731	29,923,269		151,184,416			299,687,315
06 特別児童扶養手当支給事務費	172,000	141,548	30,452	141,548				
07 乳幼児医療助成事業費	398,093,000	382,370,840	15,722,160		170,749,000			211,621,840
08 義務教育就学児医療助成事業費	443,972,000	442,230,993	1,741,007		272,710,000			169,520,993
14 子ども子育て審議会費	1,806,000	515,937	1,290,063					515,937
15 子育て力向上事業費	140,000	90,000	50,000					90,000
16 子ども条例推進事業費	15,441,000	14,824,158	616,842		4,539,000		349,000	9,936,158
18 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	18,735,000	18,733,984	1,016				18,733,984	
19 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	208,658,000	172,414,970	36,243,030	166,560,000				5,854,970
20 児童3人以上子育て世帯給付金給付事業費	203,752,000	189,060,706	14,691,294					189,060,706
21 高校生等医療助成事業費	5,791,000	3,137,778	2,653,222		2,778,000			359,778
22 超過交付返還金等	316,767,000	316,766,170	830					316,766,170
23 子育て世帯生活支援特別給付金追加給付事業費	525,427,000	483,734,435	41,692,565		30,007,000			453,727,435
【母子福祉費】								
01 母子及び父子・女性福祉資金貸付事務費	1,691,000	1,529,980	161,020					1,529,980
03 母子保護実施事業費	33,827,000	25,831,508	7,995,492	12,247,147	6,123,573			7,460,788
04 母子・父子自立支援プログラム策定等事業費	2,555,000	2,325,447	229,553	1,074,000	1,251,000			447
05 母子家庭等自立支援給付金支給事業費	29,942,000	20,824,520	9,117,480	15,618,000	1,769,000			3,437,520
06 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費	5,062,000	1,317,250	3,744,750	1,244,000	3,000			70,250
07 ひとり親家庭等医療助成事業費	65,583,000	55,196,907	10,386,093		36,472,000			18,724,907
08 養育費確保支援事業費	609,000	5,060	603,940	2,000	2,000			1,060
合計	5,899,239,000	5,635,918,300	263,320,700	2,094,964,917	1,421,047,184		19,082,984	2,100,823,215

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

	事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決算額	5,607,270,521	170,850,788	5,778,121,309	28,057
内 特定財源	3,527,737,638	40,808,989	3,568,546,627	17,328
内 一般財源	2,079,532,883	130,041,799	2,209,574,682	10,729

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、報酬、給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和5年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,943人)